

議第 27 号 呉市税条例及び呉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）が全部改正（平成 26 年法律第 68 号による改正。以下改正後の同法を「新行政不服審査法」といいます。）され、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出及びその決定の手続等に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定が改正されたことなどから、呉市税条例（昭和 25 年呉市条例第 33 号）及び呉市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年呉市条例第 74 号）について、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市税条例の一部改正（第 1 条部分）

ア 固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合の審査申出期間の拡大

地方税法第 432 条第 1 項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合に固定資産評価審査委員会に審査の申出ができる期間が 60 日から 3 月に改められることから、当該期間について同様の改正をします。

イ その他

不服申立てが審査請求に改められることに伴う字句の整理を行います。

(2) 呉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（第 2 条部分）

地方税法第 436 条第 1 項の規定により、同法に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査手続等に関し必要な事項は市の条例で定めていますが、新行政不服審査法の審査手続等に関する規定に倣った規定の整備や引用条項の移動等の整理をします。

ア 審査申出書の記載事項の追加等

固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出書に記載しなければならない事項として、「審査の申出に係る処分の内容」を追加するなどします。

イ 審査決定書の記載事項の明確化

審査決定書に記載する事項（主文、事案の概要、審査申出人及び市長の主張の要旨、理由）について、新たに規定します。

ウ その他

引用条項の移動に伴う関係規定の整理や字句の整理等を行います。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

(1) 呉市税条例（第1条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第11条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第11条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)</p> <p>第65条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格（法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によつて知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。）について不服がある場合においては、法第411条第2項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後<u>60日</u>まで若しくは法第419条第3項の規定による公示の日から同日後<u>60日</u>（法第420条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後<u>60日</u>）までの間において、又は法第417条第1項の通知を受けた日から<u>60日</u>以内に、文書をもつて、審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち法第411条第3項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地</p>	<p>(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)</p> <p>第65条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格（法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によつて知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。）について不服がある場合においては、法第411条第2項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後<u>3月</u>を経過する日まで若しくは法第419条第3項の規定による公示の日から同日後<u>3月</u>を経過する日（法第420条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後<u>3月</u>を経過する日）までの間において、又は法第417条第1項の通知を受けた日から<u>3月</u>以内に、文書をもつて、審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち法第411条第3項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地</p>

又は家屋について第42条第2項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。	又は家屋について第42条第2項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。
---	---

(2) 呉市固定資産評価審査委員会条例（第2条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(委員長)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところに<u>よつて</u>その職務を行う。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(委員長)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところに<u>よつて</u>その職務を行う。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 _____</p> <p>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人に<u>よつて</u>審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所 _____ を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u> _____ に規定する書面を<u>添附</u>しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人に<u>よつて</u>審査の申出を</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 <u>又は居所</u></p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分</u>の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人に<u>よつて</u>審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所 <u>又は居所</u> を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u> _____ に規定する書面を<u>添付</u>しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人に<u>よつて</u>審査の申出を</p>

<p>するとき(代理人)が押印しなければならない。</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書(添附書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p>	<p>するとき(代理人)が押印しなければならない。</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。_____</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員会は、<u>審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。</u></p>
<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 委員会は、口頭審理を終了するに<u>先立つて</u>、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員</u>及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員</u>及び調書を作成し</p>	<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 委員会は、口頭審理を終了するに<u>先立</u>つて、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員</u>及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員</u>及び調書を作成し</p>

<p>た書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、 _____ 決定書正副各1通を作成しなければならない。</p> <p>2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本を<u>もつて</u>、市長に対してはその副本を<u>もつて</u>、これをしなければならない。</p>	<p>た書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、 <u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副各1通を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 主文</u></p> <p><u>(2) 事案の概要</u></p> <p><u>(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p> <p><u>(4) 理由</u></p> <p>2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本を<u>もつて</u>、市長に対してはその副本を<u>もつて</u>、これをしなければならない。</p>
---	--